

## エネルギーサービス契約書(案)

発注者愛媛県（以下「甲」という。）と事業者〇〇〇（以下「乙」という。）は、愛媛県道路照明灯一括 LED 化事業について、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により、公正な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### （契約の目的）

第1条 この契約は、乙が、自らの提案に基づいて行う、甲の施設への ESCO 設備導入に伴う調査、改修工事の設計・施工及び甲の施設等の改修工事（以下「改修工事等」という。）並びに、乙が導入した ESCO 設備を活用した運転・維持管理、省エネルギー等の削減量の保証、省エネルギー量を把握するための計測・検証等を含む包括的エネルギーサービス（以下「ESCO サービス」という。）を、甲に提供することを目的とする。

### （契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- 1) 事業名 愛媛県道路照明灯一括 LED 化事業
- 2) 履行場所 愛媛県内全域（ただし、別表に定める事業対象施設とする）
- 3) 契約金額
  - ア 総支払（限度）額 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円  
（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
  - イ 年度別支払（限度）額
    - 令和4年度 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円  
（うち消費税及び地方消費税相当額 金〇,〇〇〇,〇〇〇 円）
    - 令和5年度～令和13年度 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円  
（うち消費税及び地方消費税相当額 金〇,〇〇〇,〇〇〇 円）
    - 令和14年度 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円  
（うち消費税及び地方消費税相当額 金〇,〇〇〇,〇〇〇 円）
- 4) 契約期間 契約締結の翌日から令和14年9月30日まで
- 5) 契約保証金 免除
- 6) 事業内容 別添「事業計画書」のとおり

### （権利義務譲渡の制限）

第3条 乙は、甲の了解を得ないで、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

- 2 乙は、甲の了解を得ないで、この契約によって生じる甲に対する債権を担保の用に供してはならない。

(再委託の禁止等)

第4条 乙は、本事業の全部又はその主要部分の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本事業の一部を第三者に委任又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、委任又は請け負わせる業務の内容その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知し、その承諾を得なければならない。この場合において、乙は甲に対し、委任又は請け負わせた第三者の本事業の履行責任を負うものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 乙及び前条第2項に規定する受任者又は下請負人は、本事業の遂行上知り得た甲の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

- 2 甲は、この契約により知り得た乙の秘密（乙が実施した改修工事等の内容、改修工事等で乙が設置した設備（以下設置した設備等を「ESCO 設備」という。）並びに ESCO サービスの内容等に係る秘密をいう。）を他人に漏らしてはならない。ただし、乙が事前に了解した範囲内の内容に関しては、この限りでない。
- 3 前2項の規定は、第2条第4号に規定する契約期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。

(善管注意義務)

第6条 甲乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこれをなすべき責めを負う。

(ESCO 設備の施工等)

第7条 乙は、自己の負担において、契約締結の翌日から令和4年9月30日までの間に ESCO サービスを提供するための施工等を完了し、令和4年10月1日から ESCO サービスを甲に提供するものとする。

- 2 乙は、改修工事等を行うに当たって、甲との協議により、あらかじめ甲の承諾を受けた事業計画書に基づいて、ESCO 設備の施工を行うこととし、第2条第2号に規定する履行場所（以下「履行場所」という。）における甲の施設管理に支障をきたさないよう十分注意するとともに、履行場所周辺を通行する第三者に不安感、不快感等を与えないよう、配慮しなければならない。
- 3 乙は、一人もしくは協力企業も含めた複数の主任者を設置し、当該主任者を施工中、履行場所に常駐させ、同者に改修工事等の運営、取締りを行わせるほか、この契約に基づく乙の改修工事等に係る一切の権限を行使させるものとし、その氏名その他必要な事項を書面により甲に通知しなければならない。主任者を変更したときも、同様とする。
- 4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち主任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

- 5 乙は、改修工事等の施工等に必要の関係法令に基づく許可等を得ること及び検査を受けることに関する一切の責任を負うものとする。
- 6 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 7 乙は、自らの責任と費用において、改修工事等を行うために必要となる資材置き場を確保するものとする。
- 8 乙は、履行場所又は ESCO 設備に緊急事態が発生したときは、これに対応するため、甲及び関係者に通知の上、履行場所内に立ち入ることができるものとする。
- 9 豪雨、地すべり、落盤、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、有毒ガスの発生などの自然災害若しくは騒乱、暴動その他人為的な現象（以下「天災等」という。）であって、乙の責めに帰すことができないものにより、履行場所若しくは甲の既存設備に損害を生じ、又は履行場所の状態が変動したため、乙が改修工事等を施工できないときは、甲は、改修工事等の中止内容を直ちに乙に通知して、改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止させるものとする。
- 10 甲は、前項の規定によるほか、履行場所における甲の施設管理に支障があると認めるときは、改修工事等の中止内容を乙に通知して、改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。
- 11 前 2 項の規定により改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、第 1 項の規定にかかわらず、改修工事等の完了日又は ESCO サービスの提供開始日について甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

(維持管理等)

- 第 8 条 乙は、ESCO 設備の維持管理責任を負い、甲との協議により、あらかじめ甲の承諾を受けた事業計画書に基づき、ESCO 設備の維持管理及び修理を行うものとし、これに係る経費は乙が負担する。ただし、甲の過失により生じた設備の修理に係る経費については、甲がこれを負担する。
- 2 前項に規定する事業計画書には、省エネルギーを目的とし、同時に交通の安全性や快適性のニーズを満たすような適切な維持、調整、緊急時の対応方法を示す内容が含まれていなければならない。
  - 3 乙は、甲に最適な ESCO サービスを提供できるよう、ESCO 設備の維持管理を工夫するものとする。
  - 4 乙は、甲及び関係者の了解を得て、甲の既存設備等の状況について調査及び点検するものとする。
  - 5 乙は、第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知を受けたときは、直ちに設備等の点検を行い、ESCO サービスの提供に支障をきたさないよう、復旧、調整等を行わなければならない。
  - 6 乙は、甲の既存設備等のより効果的な維持管理について、甲に助言を行うことができる

ものとし、甲は、当該助言を尊重するものとする。

7 甲は、乙の承諾なしに、ESCO 設備の増設又は改造を行ったり、そのいずれかの部品の取り替え、又は撤去を行ったりしないものとする。

(ESCO 設備の所有権)

第 9 条 第 7 条第 1 項に規定する ESCO サービス開始日以降、乙が設置した ESCO 設備の所有権は乙に帰属する。

(保険)

第 10 条 乙は、ESCO 設備につき、自己の負担において次に掲げる保険に加入する。

〇〇〇〇保険、並びに□□□□保険、並びに△△△△保険

2 前項に規定する保険で補てんされた損害額に対しては、乙は甲に請求しない。

(甲の通知義務)

第 11 条 甲は、ESCO 設備の故障又は不具合を発見したときは、速やかに乙に連絡するものとする。

2 甲は、ESCO サービス開始日の属する年度以降、毎年度、各年度の開始日から 3 か月を経過した後は 3 か月が経過する毎に、乙に対し、履行場所に係る光熱費の実績をその翌月に通知するものとする。

(ベースラインの算出)

第 12 条 ESCO サービスによる削減対象とする各年度における光熱費の基準額（以下「ベースライン」という。）は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 年 3 月 31 日までの 1 年度間に甲が支払った光熱費の実績を基に期間に応じて算出して得た額及び既存機器維持管理費等の期間に応じた額とし、次のとおりとする。

1) 令和 4 年度 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2) 令和 5 年度から令和 13 年度 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3) 令和 14 年度 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(削減予定額及び削減保証額等)

第 13 条 ESCO サービスによる各年度における甲の光熱費削減予定額（以下「削減予定額」という。）は、次のとおりとする。

1) 令和 4 年度 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2) 令和 5 年度から令和 13 年度 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3) 令和 14 年度 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2 ESCO サービスの提供により、乙が甲に対し最低限保証する光熱費削減額(以下「削減保証額」という。)は、各年度における削減予定額以下の範囲で、それぞれの年度別支払(限度)額を超える額とし、次のとおりとする。

1) 令和 4 年度 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2) 令和 5 年度から令和 13 年度 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3) 令和 14 年度 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(ベースライン等の調整)

第 14 条 履行場所の機器の運用状況等に著しい変更が生じたとき、又は光熱費の単価に変更が生じたときには、甲又は乙は合理的な根拠を示す資料を作成し、第 12 条の規定にかかわらず、相手方に対し、ベースライン等の調整を求めることができる。

2 甲乙は、相手方の承諾なしにベースライン等を調整することはできない。

3 ベースライン等の調整方法の詳細については、第 2 条第 6 号に規定する事業計画書に示すとおりとする。

(ESCO サービス料の算出等)

第 15 条 この契約に係る代金として、甲が乙に支払う各年度ごとの金額(以下「ESCO サービス料」という。)は、ベースラインから甲が当該年度に要した履行場所における光熱費を減じて得た額(以下「実削減額」という。)に応じ、次に掲げる金額とする。ただし、計算の結果、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

1) 実削減額が削減保証額以上のときは、第 2 条第 3 号イに規定する年度別支払(限度)額とする。

2) 実削減額が削減保証額未満のときは、削減保証額から実削減額を減じて得た額(本条において、「不足金額」という。)を年度別支払(限度)額から減じて得た金額とする。

3) 前号において、得た金額が負の場合は、金 0 円とする。

2 乙は、前項第 3 号に規定する場合は、不足金額から年度別支払(限度)額を減じて得た金額を甲の請求に基づき甲が別に定める期日までに甲に支払わなければならない。

3 乙は、前 2 項に規定する金額を支払うことができないときは、未払い額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号。以下「遅延防止法」という。)第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払うものとする。

(検査)

第 16 条 乙は、第 11 条第 2 項の規定による通知に基づき、ESCO サービスの開始日以降、3 か月ごとに完了届を甲に提出するとともに、毎年度ごとに ESCO サービス事業報告書を甲に提出し、その検査を受けなければならない。

(契約代金の請求及び支払)

第 17 条 乙は、ESCO サービス開始日の属する年度以降、毎年度、各年度が終了するごとに、当該期間における前条の検査にすべて合格したときは、第 15 条第 1 項の規定により、当該年度の ESCO サービス料を算定の上、速やかに当該金額を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な請求があったときには、乙から提出された請求書を受理した日から 30 日以内（以下「支払期間」という。）に ESCO サービス料を乙に支払わなければならない。

3 甲は、支払期間内に ESCO サービス料を支払うことができないときは、未払い額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 甲は、第 2 項の規定により受理した請求書の内容の全部又は一部に契約不適合を発見したときは、その内容を明示して、当該請求書を乙に返付することができる。この場合、当該返付した日から、乙からの是正した請求書を受理した日までの期間は、支払期間に算入しないものとする。なお、請求書の内容の契約不適合が乙の故意又は重大な過失によるときは、当該請求書の提出は無効とする。

5 乙は、第 1 項の規定にかかわらず、ESCO サービス開始日の属する年度以降、毎年度、各年度の開始日から 3 か月を経過した後は 3 か月が経過する毎に、年度別支払（限度）額のうち、その期間に相当する金額の範囲内の金額を、当該年度に係る ESCO サービス料の一部として、甲に請求（以下「概算請求」という。）することができるものとする。

6 乙が前項の規定による請求を行ったときは、第 1 項の規定による請求の際、これを精算するものとし、同項に規定する請求金額は、同項の規定にかかわらず、ESCO サービス料から概算請求の額を控除した金額とする。ただし、乙は、当該控除後の金額が負の値になったときは、同項の規定による請求を行わないこととし、甲の請求に基づき概算請求の額から ESCO サービス料を控除した金額を甲が別に指定する日までに甲に返納しなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、本事業の実施に関し、自己の責めに帰する理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災等その他自己の責めに帰することのできない理由により生じた損害についてはこの限りではない。

2 甲は、自己の責めに帰する理由により、ESCO 設備に損害を与えたとき、及びその結果第

三者に損害を与えたときは、乙又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災等その他自己の責めに帰することのできない理由により生じた損害についてはこの限りではない。

- 3 本条第1項及び2項に規定する損害のうち、甲乙双方に過失が認められる場合においては、甲乙共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費の負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

#### (甲の契約解除権)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 1) 乙が正当な理由なしに、この契約の履行に着手しないとき。
  - 2) 乙の責めに帰する理由により、第7条第1項に規定する期間内に改修工事等を完了する見込みがないとき、又は第7条第1項に規定する期日までに乙のESCOサービスが開始される見込みがないことが明らかとなったとき。
  - 3) 乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないことが明らかになったとき。
  - 4) 乙の責めに帰する理由によらない近隣住民からの要望、及び行政手続きの不備等により本事業の継続が困難と判断される時。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、第2条第3号アに規定する契約金額の総支払(限度)額(乙が既に履行した部分に相当する金額を除く。)の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし前項第4号の理由によりこの契約が解除されたときはこの限りではない。

#### (乙の契約解除権)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- 1) 甲の都合により第2条第2号に規定する施設の運用停止あるいは大幅な改造等が行われ、これによってESCOサービスの提供が著しく損なわれかつ、乙に著しい損害が発生するとき。
- 2) 甲の責めに帰する理由により、ESCOサービスの提供が不可能となったとき。
- 3) 甲がこの契約に違反し、その違反によりESCOサービスの提供が不可能となったとき。

#### (甲による契約解除後の処理)

第21条 第19条第1項の規定により、この契約が解除された場合、乙は、甲の選択により以下のいずれかの措置を講じなければならない。

- 1) 乙は、設備等の所有権について、甲乙両者の合意に基づく金額で甲に譲渡する。
- 2) 甲の承諾を得た上で、ESCOサービスの履行が十分可能な新たな事業者へ業務を引き継ぐ。

- 3) 乙の負担により設備等を撤去し、履行場所を改修工事前の現状に回復する。ただし、甲が乙に代わってこれを行ったときは、これに要した経費を乙が負担する。なお、甲が改修工事前の現状への回復が不要と認めた箇所については、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 19 条第 1 項第 4 号の規定により契約を解除するときは、甲は、ESCO 設備をその時点の価格で乙から買い取ることを含め、事業を中止する部分に対し、甲は、乙が投資した経費を負担する。

#### (乙による契約解除後の処理)

- 第 22 条 第 20 条各号の規定により、この契約が解除された場合、甲は、ESCO 設備を契約が解除される時点の簿価に別に定める係数を乗じた価格で乙から買い取るものとする。
- 2 乙は、甲が前項の措置を行った後、乙にさらに損害が残るときは、甲に対し、その賠償を求めることができる。

#### (契約の変更)

- 第 23 条 この契約締結後、甲の施設の運用の変更、制度の変更、第三者から受けた損害、天災等により契約の履行が著しく不相当となったと認められるときは、次のいずれかによることとする。
- 1) 甲の責めに帰する理由により契約条件が著しく不相当となったと認められるときは、乙は、乙の不利益にならない範囲で契約内容を変更することができる。
  - 2) 前号の場合であって、乙に明らかな損害が発生する場合は、契約内容を変更し、さらに乙に発生する損害を甲が負担する。
  - 3) 乙の責めに帰する理由により契約条件が著しく不相当となったと認められるときは、甲は、甲の不利益にならない範囲で契約内容を変更することができる。
  - 4) 前号の場合であって、甲に明らかな損害が発生する場合は、契約内容を変更し、さらに甲に発生する損害を乙が負担する。
  - 5) 甲乙両者の責めに帰する理由、あるいは第三者の責めに帰する理由により契約条件が著しく不相当となったと認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。
  - 6) 天災等、甲乙両者の責めによらない理由により、契約条件が著しく不相当となったと認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

#### (契約の終了)

- 第 24 条 本契約は、契約締結日からその効力を生じ、第 2 条第 4 号に規定する契約期間が終了した日に終了するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、第 21 条に定めるほか、乙の破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、又は特別清算開始の申し立てがあったとき、その他銀行取引停止処分を受けたとき、この契約を終了させることができる。



3 前項の規定により終了したときは、各倒産処理法の規定に従うこととする。なお、甲は、この契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲が指定する期間内に支払うことを乙に請求できる。

(天災等)

第25条 天災等の甲又は乙のいずれの責めに帰することのない理由によりこの契約に基づく義務を履行できない場合は、甲乙協議の上、次のいずれかによることとする。

- 1) 天災等による状況が改善されるまで、遂行不能になった甲又は乙の義務を一時停止し、この契約を有効なものとして継続する。
- 2) 甲又は乙が他方に対しての義務を遂行することが不可能な事態においては、10日前までに甲は乙に乙は甲に通告を行った上で、契約を終了する。

(紛争の解決)

第26条 この契約に関連する紛争が甲乙間に生じたときは、甲及び乙は、協議の上、調停人複数名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図る。この場合、紛争処理に要する費用については、甲乙協議して特別に定める場合を除き、調停人選任に係るものは、甲乙折半とし、その他の費用は、甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定によるあっせん又は調停により解決できない場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）又は民事調停法（昭和26年法律第222号）による訴えの提起又は調停の申し立ては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第27条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは信義誠実の原則に従い、甲乙協議の上、これを定めるものとする。この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
氏名 愛媛県知事 中村 時広

乙 { グループの名称 ○○○○  
代表者（事業役割）  
所在地  
法人名  
代表者名  
  
構成員（施工役割）  
所在地  
法人名  
代表者名  
  
構成員（維持管理役割）  
所在地  
法人名  
代表者名  
  
構成員（金融役割）  
所在地  
法人名  
代表者名

## 用語集

- (1) 「ESCO サービス」とは、乙が甲に提供する改修工事の設計・施工、維持管理、計測・検証及び省エネルギーと光熱水費削減保証に対するパフォーマンス等の契約期間中継続的に提供される省エネルギーサービスをいう。
- (2) 「改修工事等」とは、乙が、自らの提案に基づいて行う、甲の施設への ESCO 設備導入に伴う調査、改修工事の設計・施工をいう。
- (3) 「事業計画書」とは、ESCO サービスに必要とする甲の施設の改修工事の仕様及び設計図書、施工図、施工スケジュール、許認可、省エネルギー効果、建設費、維持管理費、光熱費の予定削減額、光熱費の保証削減額、ESCO サービス料の支払額の計算方法、ベースライン及びその計算方法、ベースラインの調整方法、計測・検証方法、資金調達計画等、ESCO サービスに関する全ての計画を示す書類をいう。
- (4) 「ESCO 設備」とは、ESCO サービスに必要とする乙が設置する設備をいう。
- (5) 「維持管理計画」とは、ESCO 設備の稼働確認、定期点検、修繕、緊急時対応等の計画を示したものをいう。
- (6) 「ベースライン」とは、ESCO サービスによる削減対象とする光熱費、並びに既存機器維持管理費等相当額をいう。
- (7) 「光熱費削減予定額」とは、予定する光熱費の削減額で、 $(\text{エネルギー消費の削減量} \times \text{エネルギー価格} + \text{エネルギーの契約金額の削減額} + \text{管理費の削減額})$  で計算されるもの。
- (8) 「削減保証額」とは、上記光熱費削減予定額のうち乙が削減を保証する額をいう。
- (9) 「ESCO サービス料」とは、甲が乙に支払う各年度の金額をいう。
- (10) 「天災等」とは、豪雨、地すべり、落盤、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、有毒ガスの発生などの自然災害若しくは騒乱、暴動その他人為的な現象をいう。